

新宿区教育委員会会議録

平成24年第5回定例会

平成24年5月2日

新宿区教育委員会

平成24年第5回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成24年5月2日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 4時25分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

委 員 長	熊 谷 洋 一	委員長職務代理者	菊 池 俊 之
委 員	白 井 裕 子	委 員	羽 原 清 雅
委 員	松 尾 厚	教 育 長	石 崎 洋 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	小 池 勇 士	中 央 図 書 館 長	野 田 勉
参 事			
教 育 調 整 課 長	吉 村 晴 美	教 育 指 導 課 長	工 藤 勇 一
事 務 取 扱			
教 育 支 援 課 長	齊 藤 正 之	学 校 運 営 課 長	米 山 亨
統 括 指 導 主 事	長 田 和 義	統 括 指 導 主 事	小 坂 和 弘
統 括 指 導 主 事	佐 藤 郁 子	文 化 観 光 課 長	橋 本 隆

書記

教育調整課管理係長	久 澄 聰 志	教 育 調 整 課 査 査	安 川 正 紀
教育調整課管理係	高 橋 和 孝	調 整 主	

議事日程

選 挙

- 日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について
- 日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

議 案

- 日程第3 議案第21号 平成24年 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について
- 日程第4 議案第22号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第23号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第24号 新宿区指定文化財の指定について

報 告

- 1 平成24年 点検・評価に関する学識経験者について（教育調整課長）
- 2 新宿区不登校対策マニュアルの策定について（教育支援課長）
- 3 その他

◎ 開 会

○熊谷委員長職務代理者 ただいまから、平成24年新宿区教育委員会第5回定例会を開会いたします。

本日の会議には、全員が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議録の署名者は、羽原委員にお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

◎ 新宿区教育委員会委員長の選挙について

○熊谷委員長職務代理者 先月の第4回定例会におきまして、松尾委員長から、5月1日付で委員長を辞任する申し出がありまして、皆様の同意がありましたので、本日はまず委員長の選挙を行いたいと思います。

「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」、事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 松尾前委員長が5月1日をもって辞任されましたので、現時点で委員長が不在となっております。

「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」は、教育委員会の設置を定めております地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第12条第1項の規定に基づき、委員長を教育委員会で選挙するというものです。

なお、同項に「教育長に任命された委員を除く委員のうちから委員長を選挙しなければならない」と規定されておりますので、教育長以外の委員の中から選挙していただくことになります。

新たに選任される委員長の任期は、同法第12条第2項に1年と定められておりますので、本日、平成24年5月2日より1年間となります。

選挙の方法は、新宿区教育委員会会議規則第6条の規定により、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。単記無記名投票の方法を用いる場合は、有効投票の最多数を得た者をもって当選者といたします。

また、指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって当選者と定めるべきかどうかを会議に諮り、被指名人を除いた出席委員全員の同意があった者をもって当選者といたします。

以上でございます。

○熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、委員長の選挙を行います。

選挙方法は、単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

まず、選挙方法についてお諮りいたします。

御発議のある方は、どうぞ御発言をお願いいたします。

○菊池委員 選挙は、指名推選で行うことを提案いたします。

○熊谷委員長職務代理者 ただいま、菊池委員より指名推選の御提案がありました。

指名推選により選挙を行うということによろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認めまして、委員長の選挙は指名推選により行いたいと思います。

指名推選について、御発言のある方はどうぞお願いいたします。

○菊池委員 委員長に、熊谷委員を推薦いたします。

○熊谷委員長職務代理者 ただいま、私、熊谷が指名推選をされました。

ほかに御発言、御異議のある方は、どうぞお願いいたします。

[ありませんの発言]

○熊谷委員長職務代理者 それでは、被指名人を当選者と定めるかどうかをお諮りいたします。

指名推選のとおり熊谷を委員長に決定することに同意される方は、恐れ入りますが、挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

○熊谷委員長職務代理者 ありがとうございます。

それでは、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第1 新宿区教育委員会委員長の選挙について」は、熊谷で決定をさせていただきます。

ありがとうございます。

◎ 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について

○熊谷委員長 それでは、引き続き、改めて委員長として議事進行を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」を行います。

委員長職務代理者の指定について、事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 日程第2は、委員長職務代理者の指定に関するもので、先ほど委員長選挙が行われたため、新宿区教育委員会会議規則第7条第2項の規定により、改めて職務代理者を指定していただくものです。職務代理者の任期は、1年とされており、今回指定を行う委員長職務代理者の任期は、本日、平成24年5月2日から1年間となります。

指定方法は、委員長選挙と同様に単記無記名投票が原則ですが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、委員長職務代理者の指定を行いたいと思います。

指定方法は、単記無記名投票が原則ではありますが、各委員に異議のない場合は、指名推選をもって投票にかえることができることになっております。

まず、指定方法についてお諮りいたします。

御発議のある方、どうぞ御発言をお願いいたします。

○教育長 指定は、指名推選で行うことを提案いたします。

○熊谷委員長 ただいま石崎教育長より指名推選の提案がありました。

指名推選により行うということでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、委員長職務代理者の指定は、指名推選により行います。

指名推選について、御発言のある方は、どうぞお願いいたします。

○教育長 菊池委員を推薦いたします。

○熊谷委員長 ただいま、菊池委員が指名推選されました。

ほかに御発言のある方は、どうぞお願いいたします。

[ありませんの発言]

○熊谷委員長 では、被指名人を当選者として定めるかどうかをお諮りいたします。

指名推選のとおり菊池委員を委員長職務代理者に決定することに、同意をされる方は挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

それでは、被指名人を除き、出席委員全員の同意がありましたので、「日程第2 新宿区教育委員会委員長職務代理者の指定について」につきましては、菊池委員で決定をいたしました。

以上で、本日の選挙は終了いたしました。

委員の皆様は議席ですが、新宿区教育委員会会議規則第5条の規定に基づき、委員長が定めることになっております。

ただいま委員長職務代理者に指名されました菊池委員、恐れ入りますが、私の隣の席へ移動をお願いいたします。

[菊池委員議席移動]

○熊谷委員長 それでは、ただいま各委員が座っている席を議席といたしますので、御確認をお願いいたします。

◎ 議案第21号 平成24年 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

◎ 議案第22号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例

◎ 議案第23号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

◎ 議案第24号 新宿区指定文化財の指定について

○熊谷委員長 次に、議事に入ります。

本日は、新宿区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則第3条により、補助執行している事務についての説明を受けるため、教育委員会会議規則第15条の規定に基づき、地域文化部文化観光課長に出席をしていただいております。

まず、「日程第6 議案第24号 新宿区指定文化財の指定について」を議題といたします。説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、「議案第24号 新宿区指定文化財の指定について」です。

提案理由は、新宿区文化財保護審議会から答申のあった「浄栄寺の山門」「幸国寺の山門」を、新宿区文化財保護条例第5条に基づき、指定文化財と指定するためでございます。詳細については、文化観光課長から補足説明をさせていただきます。

○熊谷委員長 それでは、文化観光課長、よろしくお願ひいたします。

○文化観光課長 それでは、お手元に配付させていただいております資料に基づきまして、物件の御説明をさせていただきます。

今回、文化財の指定について御審議いただきますのは、種別といたしまして、有形文化財・建造物というものでございまして、2件でございます。今までに区内には2棟の指定がございましたが、3棟目、4棟目となるものでございます。

まず、1件目でございます。浄栄寺の山門「甘露門」でございます。

所在地は、新宿区市谷薬王寺町27番地。所有者は、宗教法人、浄栄寺でございます。

今回のこちらの物件でございますが、建築年代は、江戸時代後期と推定されております。

構造形式は、正面一間の薬医門で、切り妻づくり・棧かわらぶきでございます。はりや柱の材が太く、屋根は大ぶりで、重厚な門構えを見せております。浄栄寺は、江戸時代後期の文人・大田南畝とゆかりが深く、南畝はこの寺を「甘露門」と称し、たびたび会合を催していたということでございます。

続きまして、文化財としての指定理由について御説明をさせていただきます。

区内でも希少な江戸時代の寺社建築でございます。保存状態も良好であり、総じて質の高い遺構と認められるものです。

浄栄寺は、江戸城外堀普請に伴い、この地に移転してきたものでございまして、その際、浄栄寺周辺には浄栄寺を含め9カ寺が集められ、「袋寺町」と称される寺町を形成してまいりました。現在では、寺院の数は浄栄寺を含めましても3カ寺に減っておりますが、往時の袋寺町の面影を今日に伝えるこの山門は、大田南畝との関係等も含めまして、歴史的・文化的な価値が非常に高い重要な建造物でございます。

2件目は、幸国寺の山門でございます。

所在地は、新宿区原町二丁目20番地。所有者は、宗教法人、幸国寺でございます。

こちらの物件でございますが、建築年代は江戸時代後期と推定されております。

構造形式は、正面一間の棟門（腕木門）でございまして、切り妻づくり・棧かわらぶきでございます。背面には控柱が建ち、主柱とぬきでつながれております。番所とそで壁が附属しているものでございます。山門は、幕末・明治期に檀家の長嶋三郎兵衛の寄附を得て移築されており、長嶋家では大名門を移築したとして伝えられております。

次に、文化財としての指定理由でございます。

区内でも希少な近世の寺社建築でございまして、番所が併設されました武家屋敷風の門は、

大名屋敷から移築されたという伝承も含めまして、歴史的な価値が非常に高いものでございます。保存状態もおおむね良好でございます。

幸国寺に存在したかつての堂塔は、ことごとく戦災で焼失している中で、江戸時代の遺構である山門は、門前町を含めましてかつての面影を今に伝えているものでございます。地域の歴史的景観という観点からも、重要な建造物でございます。

以上、2件につきまして、こうした御判断を文化財保護審議会からいただきまして、本日お諮りするものでございます。

また、決定後の取り扱いにつきましては、告示を行いました後、関係機関に通知するなど、資料に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

議案第24号について御意見、御質問がありましたら御発言をお願いいたします。

○教育長 今の課長の説明の中で、指定、有形文化財・建造物、これが3件目というお話がありました。その前の2件というのはどのようなものだったのか、教えてください。

○文化観光課長 まず1件目でございますが、新宿区の市谷八幡町にございます市谷亀岡八幡宮、ここにございます銅鳥居という鳥居が1件ございます。それから、もう1件につきましては、新宿区の西早稲田一丁目6番地の早稲田大学の中にございます演劇博物館、これが2件目ということで、今申し上げました銅鳥居につきましては、昭和62年1月30日に指定したものでございます。演劇博物館につきましては、昭和62年3月12日に新宿区の有形文化財・建造物として指定されておりますもので、これらの2件を含めまして、今回3件目、4件目の指定ということになります。

○熊谷委員長 ほかにいかがでしょうか。

○松尾委員 まず建築年代についてですが、1つ目の浄栄寺の山門、甘露門については建築年代は、江戸時代後期と推定されるとありますが、幸国寺の山門のほうは、大名屋敷から移築されたという伝承が残っておりますが、実際の建築年代はいつごろと、推定することはできるのでしょうか。

○文化観光課長 実際にこちらの幸国寺の山門については、当時の資料等が確実に残されているものがございまして、附属物等から判断をさせていただきまして、実際に建築されたのは江戸時代の後期というように推定をしているものでございます。

○松尾委員 それは、もともとの建築が江戸時代後期であるということで、移築された時期というのはいつごろになるのですか。

○文化観光課長 幕末から明治の初期にかけてというように伝えられております。

○松尾委員 また、屋根や控柱は新材に取りかえられているが、その他は当初のものと考えられるという説明がございませけれども、一方、甘露門のほうについては、使用されている木材等は当初のものと考えられるということでしょうか。

○文化観光課長 当初のものというように考えているものでございます。

○松尾委員 これはやはり非常に古いもので、部材、材木等も含めて価値が高いものだと思います。現在も実際に使用されていると思われませけれども、大地震に耐え得るものなのかどうかということが気にかかるのですが、必要に応じて補強等も必要になるようなことはあるのでしょうか。

○文化観光課長 過去の安政の地震ですとか、あるいは関東大震災、このようなものには耐えてきてはございますが、その後、老朽等の問題もありますので、具体的に今この場で震度幾つまでということはなかなか難しいかと思いますが、一定程度の揺れには耐えられるような構造になっているかとは思われます。

○松尾委員 文化財というのは、古いまま残すという部分に価値があると思われませけれども、それと同時に建造物としての安全性というものも、実際にこのまちの中に建っているということですから、そのあたりもうまく兼ね合いをとって、よりよい形で後世に残していただければ、大変ありがたいと思うところです。

よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 ほかにございませでしょうか。

いかがでしょうか。

私からお尋ねします。文化財保護審議会です十分に内容については審議をいただいて、答申として上がってきているので、内容については特に問題はないと思われませが、新宿区の指定文化財に指定されると、それなりに維持費なり、あるいは補助金などが支給されるのか、それは年間どのくらい、こういう物件に対して担保されているのか、それによって今、松尾委員の言われたような今後の維持管理について、個人負担ではなくて、文化財の指定を受けたことによるその負担というのは、区としてはどのくらいあるのか、参考に教えてください。

○文化観光課長 新宿区指定文化財に指定されませると、建造物につきませは年間3万円の奨励金が区から支給されるということになってございませ。そのほか補修等をする場合には、

区から予算の範囲内で半額補助をさせていただくという仕組みをとってございます。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

議案第24号を原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第24号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、「日程第3 議案第21号 平成24年 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について」「日程第4 議案第22号 新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例」「日程第5 議案第23号 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第21号議案から第23号議案について御説明をさせていただきます。

初めに、21号議案です。平成24年 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針についてです。

1枚おめくりいただきまして、説明の資料をつけさせていただいております。

この点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいたもので、目的としては、教育委員会が、教育に関する事務及び執行状況を点検・評価して、課題や今後の改善の方向を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図ることと、点検・評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図るものでございます。

2番の点検及び評価の対象につきましては、裏面の資料をごらんください。

個別事業、真ん中にごございます1から12、この12事業について点検・評価をいたします。

教育ビジョンの3つの柱、14の課題との関係は、左側の2つの列をごらんいただければと思います。担当課については、一番右の欄に記載してございます。

もとにお戻りいただきまして、3の実施方法ですが、点検及び評価は、前年度の主な個別事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の方向性を示すものとして、毎年1回実施

をいたします。

個別事業の進捗状況などを取りまとめ、学識経験者の意見を聴取した上で、教育委員会において点検・評価を行います。

学識経験者は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱いたします。

教育委員会で点検・評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を区議会へ報告します。また、報告書は公表をいたします。

4番の点検及び評価の流れですが、1月に学識経験者による現地調査を行っております。今回、この定例会で実施方針を決定していただきまして、6月から8月までに取りまとめを行い、報告書を作成いたします。9月に報告書を決定し、議会報告・公表をまいります。10月には点検・評価の結果を踏まえ、次年度の主要事業等の決定、予算要求を行ってまいります。

根拠法令は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律でございます。

提案理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を行うに当たって、実施方針を定める必要があるためでございます。

続きまして、第22号議案、第23号議案につきましては、議案の概要をおつけしております。

第22号議案は、新宿区立幼稚園条例の一部を改正する条例です。

改正の概要は、都営戸山ハイツ耐震補強工事の実施に伴い、東戸山幼稚園が東戸山小学校校庭に移転するため、条例別表に規定している位置を改正するものと、落合第一幼稚園舎を建てかえ、情緒障害等通級学級を開設することから、落合第一幼稚園を廃止するものでございます。

提案書の裏面のところに、新旧対照表をおつけしております。

東戸山幼稚園の新しい位置につきましては、東戸山小学校の位置となります。

概要のところにお戻りいただきまして、施行日につきましては、落合第一幼稚園を削る改正規定は平成24年8月1日から、東戸山幼稚園の位置の改正規定は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において、新宿区教育委員会規則で定める日からというものでございます。

続きまして、第23号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例です。

改正の概要は、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条

例の一部改正に合わせ、補償基礎額の改定を行うものです。

今回は、学校医と学校歯科医については改正がございませんでしたので、薬剤師の部分の補償基礎額の改定ということで、経験5年未満の者以外については、この表のと通りの改定となっております。

施行日は24年7月1日でございます。

経過措置として、この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以降に支給すべき事由が生じた補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の補償の補償基礎額については、なお従前の例によるというものでございます。

以上で議案の説明は終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

説明が終わりました。

議案第21号について御意見、御質問をいただけたらと思います。

どうぞお願いいたします。

○羽原委員 この管理及び執行の状況の点検及び評価、毎年やっていただいて、毎年報告してということですが、非常に幅広で大きな点が幾つもあります。もちろん全体を見るということとは必要ですけれども、直面している特に重要な問題を点検対象にしたいというようなことはできないのですか。

○教育調整課長 対象事業につきましては、昨年度は25事業ありましたが、専門家の意見を特に聞いて、点検・評価をしたいものということで、今年度は12に絞ってございます。これが多いか少ないかということはございますが、今年度については、12事業に絞って集中的にやっていきたいと考えています。

○羽原委員 このテーマの設定は、教育委員会のほうでお願いするわけですか。それとも、この後で出てくるかもしれませんが、専門家の方たちがある程度ウエートを置いたり、そういうことがあるのですか。

○教育調整課長 昨年度の経過も踏まえ、学識経験者の皆様の意見も聞きながら、教育委員会の事務局の経営会議の中で決定していくものでございます。

○羽原委員 これは実際に現場とのかかわりですから、そう細かいことを僕は言うつもりはありませんが、やはり非常に時間が限られている中での作業で、この12項目については、相当ハードにしなければいけない、これを時間的に分散していくと相当簡潔にやらなければなら

ない。そうすると、もう少し突っ込んでおきたいというところが、十分できないというデメリット部分が出てくるのではないかと思うので、これは教育委員会の側と専門家の方との協議で、特にことはこれとこれにウエートを置こうとかいうやり方。教育というのは持続的なものではあるけれども、しかし、例えば学校施設の整備というのは、震災の後、耐震構造の関係はもう終わっているというけれども、中・長期の学校、新築、改築、こういう問題については必ずしも十分な計画、構想ができていないように以前から聞いているわけですが、もう少し絞り込むようなやり方、あるいはその問題だけでなく、教育の中身、例えば今なら学校図書館の活性化の問題が、比較的これから役に立つとか、あるいは英語教育についてなど絞った形で、場合によっては専門家もオールラウンドではなくても、それに対応しやすい方を入れるとか、中身、奥行きを深めるような工夫があってしかるべきかなと思いますので参考にさせていただきたい。

○教育調整課長 今年度は、4番の小中連携カリキュラムづくりと8番の安全教育、情報モラル教育の推進、こちらのほうが学識経験者の皆様との話し合い、それから経営会議の中で特に重点に絞ってやっていこうという内容になっているということでございます。また、これを効果的にやるためには、資料の作成等についてやはり工夫をして、この内容がきちんと評価できるようにするというのも重要と考えております。今、区全体でも行政評価等がございますので、その辺との連携や分担の方法等もよく吟味しながら、今年度、進めてまいりたいと思います。

○羽原委員 よろしくお願いいいたします。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。

○松尾委員 具体的な内容というよりは、この議案の書類ですけれども、実施方針についてという議案でございますが、今ここで決めることというのは、何を決めようとしているのか、いま一つわかりづらいので、説明をいただきたいのですが、実施方針について何を決めようとしているのか、ここはいただいた資料を見ますと、その目的であるとか、対象、実施方法、点検及び評価の流れと説明してありますが、例えば点検及び評価の流れの中に実施方針の決定というのが入っていて、今ここで決めようとしているものが、その中に入っているという不思議な構造に見えるわけです。私の思うところでは、この主な個別事業という別表の部分と、それから3番の実施方法、この部分をこの場で議案として承認をするということであろうと思いますが、そういう理解でよろしいですか。

○教育調整課長 主にやはり2番の個別事業について、この事業でよろしいかどうかということを決めていただきたいと考えております。

○松尾委員 わかりました。

もう1点、この別表の下に書いてあります「主な個別事業の見直しについて」とありますが、その下の文章の一番最後に、「重点的に聴くことが望ましいことから、事業の見直しを行う。」とありますが、この事業の見直しを行うというのは、その各事業の中身を見直すという意味ではなくて、個別事業として選択すべき事業をどれにするかというのを見直したということでしょうか。

○教育調整課長 わかりづらい表現で申しわけございません。昨年度から事業を絞り込んだということで、そここのところの見直しを行ったことについて書いているものでございます。

○松尾委員 わかりました。ちょっとわかりづらい部分もございますので、今後、少し工夫をして、審議しやすくまとめていただけると大変助かります。

よろしくをお願いします。

○熊谷委員長 ほかにはいかがでしょう。

よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了といたします。

議案第21号を原案のとおり決定をしてよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第21号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第22号について御意見、御質問をお願いいたします。

○松尾委員 落合第一幼稚園舎を建てかえ、情緒障害等通級学級を開設するため落合第一幼稚園を廃止するというところで、ここでは幼稚園の廃止を審議するということですがけれども、その前段階として、情緒障害等通級学級を開設するということがあるわけです。実際には、情緒障害等通級学級を開設ということが非常に重要であって、落合第一幼稚園を廃止しても開設するべきであるということであろうと思いますが、そのあたりについて少し詳しい説明をいただきたいと思います。

○学校運営課長 この情緒障害等通級指導学級につきましては、ここ近年、年々需要がふえてきているというところがございます。そういった中で、昨年、落合第一小学校に、余裕教室と申しますか、空いている教室を二クラス、二教室使いまして、情緒障害等通級学級を開設

したところでございますが、現在3クラスになっていまして、手狭感も多少出てきているということもございます。そういった中で、落合第一幼稚園舎というのはずっと使われてなくて、これをどうするかということがずっと検討の素材になっていたわけですが、これを解体、新築して、情緒障害等通級学級として使える形にするということになったわけでございます。

○羽原委員 落合第一幼稚園の近年の状況、子どもの数等々、どんなぐあいを教えてください。

○学校運営課長 現在、落合第一幼稚園につきましては、休園中でございます。実際問題、幼稚園としては事業と申しますか、そういったものは行っていません。

○羽原委員 いつから休園して、これまでの状況は何人ぐらいになって減ってきたので休園状態になり、休園が続いていて、今後の感触があるのかどうか。つまり幼稚園が子ども園になるという場合は比較的同質の機能を持っているので代替できるということになるけれども、幼稚園の機能と情緒障害等通級学級の機能とは別であるので、廃止することについて、これまでがこういう状況なので廃止して新たなものに切りかえるという説明をいただきたい。新たに切りかえることが悪いということではなくて、状況がこういう状況だったということをお伺いします。

○学校運営課長 今、落合第一幼稚園につきましては、休園ということでございます。休園するに当たりましては、募集のときに12名以下が複数年続いた場合というのは、休園をしてございます。休園になった以降、特段の募集というのはかけてはございません。そういった中で、落合第一幼稚園を、また再開という、そういったことの御要望というのは特段は今のところ受けてはございません。なお、休園につきましては、平成18年以降、休園というような状況になってございます。

過去の入園状況につきましては、ちょっと調べさせていただきまして、後ほどお答えさせていただきます。

○羽原委員 僕は、なぜそのことを聞いているかという、機能が変わる、どちらも必要なんです。けれども、やむなく一方を抑えて、もう一方に集中しなければいけない社会環境がある。そのためには、廃園をするということの説明が必要だと思います。休園だからと言うけれども、募集しないなら、何人来たいか、簡単に言えばわからないわけです。12人以下という想定のもとに休園していくので、14人かもしれない。それはわからないだろうけれども、そういう切りかえるための廃園の状況というものを十分説明しないと、地域の人たちは不満

に感じる、あるいは再開してくれれば、うちの子は何も車で送ったりしなくていいのという希望もあると思います。しかし、予算上とか、そういう収容能力とかいろいろ条件があるから、やむなく廃園状況、休園状況にならざるを得ないと。そして、今ニーズの高まった情緒障害の問題のほうがはるかに数もふえて、対応が難しいからこのようにする、というような、全部満たされるわけではないけれども、そういう説明をもう少し親切丁寧にやらないと、保護者、これから幼稚園が始まると、再開してくれるといいなという親もいると思いますので、それに説明できるような説明内容をぜひ準備してもらいたい。あまりそういう数字の問題で立ち往生してはならないと思います。それだけ申し上げておきます。

○次長 ただいまの委員の御指摘、ごもっともなところでございます。若干補足させていただきますと、先ほど学校運営課長から答弁いたしましたけれども、まず心障学級の必要性という部分については、現在、新宿区内で天神小と戸塚第二小と落合第一小にあるということで、需要がふえているというところでございます。

需要がふえているということで、一つ学級数をふやさなければいけないという背景がございます。そういったところから、今回、落一の学級増を含めた建てかえの案が出てきたということでございます。これは第1次実行計画時から、ローリングという形を経て決めていったという経緯がございます。それで、今回、第2次実行計画で、落合第一幼稚園の改築という形で実行計画化させていただいたというところでございます。

それと、一方、今、羽原委員の御指摘のあった18年度以降、休園状態になっているという部分、その辺の掘り起しみたいなどの部分については、確かにそういった部分も配慮しながら廃園という措置は決めていくべきだということのように考えてございます。それで、休園と廃園の違いというのは、やはり休園というのは、また開園の可能性があるというところを含めて打ち出してございますので、その辺を廃止とする段になれば、それなりの理由はしっかり説明してまいりたいと考えております。

○熊谷委員長 ほかに何かございますでしょうか。

○松尾委員 ただいまの御説明で、この情緒障害等通級学級を開設するということが先に決まっています、そして現在、落合第一幼稚園の廃止について審議するというところで、少し若干その時間のずれがあるわけですね。これは情緒障害等通級学級を開設するという方針が定まった時点で、これは将来的に落合第一幼稚園を廃止しなければならないという見込みになったわけです。実質的にはそういう流れできているわけです。ですから、その廃止の必要性については、その情緒障害等通級学級を開設するという方針を立てるところで、しっかり議論を

するべきところであったと思います。今後こういうケースが出てまいった場合には、しっかりと将来的にどういふことが起きるかというところまで踏まえて、しっかりと議論を行って教育行政を進めていかなければならないというように思います。

○**学校運営課長** 今の委員の御指摘もごさいます。確かに今、休園中のものを廃園するということになると、廃園という時点で復活という話はなりませんので、それなりの理由ということが必要になると思いますので、そういった将来的なことが起こった場合には、慎重に検討をして決定してまいりたいと考えてごさいます。

○**松尾委員** 地域への説明とか、そういったことについても、本来であればそのときにすべきであるわけです。つまり、一方の開設が決まったら、将来的にはこれは廃止せざるを得ないということになるのであれば、そのときに説明しなかったら、開設の方針が決まっているいろいろなものが動き出して、その後になってから説明しても、それはもうそういう方針だからという説明以外の説明ができないということだと思ひます。

○**次長** ただいまの情緒障害学級を設置するという意思決定をしたときに御議論いただくという部分については、確かにそうだと思ひます。先ほど第1次実行計画のローリングの際という話を出しましたけれども、当初この落一幼稚園の建物につきましては、既存建物の改築で対応しようということで検討してひました。しかし、耐震診断した結果、耐震性に問題があるということで二転三転して、最終的に改築ということになったわけでごさいます。それで、その改築が決まった時点で廃止の行く末を見据えて御説明を行うべきというところは確かにそうだと思ひます。

今回、上程させていただいたタイムラグの部分については、一応、地方自治法上、その施設が消滅した段階で、そういった廃止条例を出すということで、自治法上問題ないというところでごさいましたので、その辺、法的にはクリアできているということでごさいますが、前段のところの御説明という部分では、そういった二転三転した中で、不十分な部分もあったというように考えておりますので、今後、対応を十分していきたく思ひます。

○**松尾委員** わかりました。

○**熊谷委員長** ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問がないようでしたら、討論及び質疑を終了とさせていただきます。

議案第22号を原案のとおり決定をさせていただきますのでよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第22号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、議案第23号について御意見、御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

[ありませんの発言]

○熊谷委員長 よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

特に御意見がございませんので、質疑を終了とさせていただきます。

議案第23号を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○熊谷委員長 ありがとうございます。

議案第23号は原案のとおり決定をいたしました。

以上で、本日の議事は終了といたします。

◆ 報告1 平成24年 点検・評価に関する学識経験者について

◆ 報告2 新宿区不登校対策マニュアルの策定について

◆ 報告3 その他

○熊谷委員長 次に、事務局からの報告をお受けします。

事務局から説明をお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、平成24年 点検・評価に関する学識経験者について、資料に基づき御報告をさせていただきます。

先ほど御審議いただきました点検・評価の実施方針に基づく今後の点検・評価に関する学識経験者について、3名の方を委嘱させていただきます。

お名前と職名ですが、児島邦宏さん、東京学芸大学名誉教授。菅野静二さん、早稲田大学大学院教職研究科教授。勝野正章さん、東京大学大学院教育学研究科准教授、この3名でございます。

委嘱期間は、平成24年1月31日から平成24年9月30日というものでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、報告2について、教育支援課長からお願いいたします。

○教育支援課長 それでは、報告の2、新宿区不登校対策マニュアルの策定につきまして、御

説明をいたします。

本日、御報告いたしますマニュアルは、昨年度、新たに設置をいたしました新宿区不登校対策委員会において検討した各校で取り組む内容と、新宿区における不登校対策の方針に基づいた施策をまとめたものでございます。

まず、これまでの検討経過について簡単に御説明をさせていただきます。

昨年度、不登校対策委員会は、6月、10月、それから2月の計3回開催しており、この中では、不登校対策担当者連絡会、これは年間5回を開催していますが、その連絡会で出されました各校の不登校、長欠児に関する例えば問題点であるとか課題、また校内における未然防止の取り組みなどに基づきまして不登校問題の現状を分析し、取り組みの重点を確認の上、マニュアルの骨子案づくりを進めたもので、3月末に内容をまとめ、この4月に成果物として、現在、委員のお手元でございます新宿区不登校対策マニュアル「はじめよう不登校未然防止の取組み」を策定したものでございます。

内容につきまして、簡単に概要を御説明いたしますと、まず表紙でございますが、どちらかといえば大変不名誉な不登校児童・生徒数、出現率をあえて公にすることで、関係者に対し現状認識の重要性を促すとともに、この問題に対する取り組みについて、決して逃げない、目を背けないという、ある意味、教育委員会としての覚悟をあらわしたというように考えております。

次に、お開きいただきますと取り組みの概要が出てまいります。

不登校の未然防止の取り組みとして大切なのが、まず第1が小学校における取り組み、これがステップ1になります。新宿区だけで申し上げれば、中学校と比較すれば小学校の不登校児童の出現率は決して高いものではございませんが、不登校状況となった直接的なきっかけを調べてまいりますと、小学校では病気による欠席や極度の不安や緊張、あるいは無気力など、本人にかかわる問題の割合が高いことがわかりました。子どもたちの運動の発達に手順があるように、心理的な発達にも手順があり、これが十分できるようにならないと、その先にはなかなか進めないというものでございます。

小学校における取り組みについては、まず自分を取り巻く周りの世界を受け入れ、その信頼感を心の土台にしていくための基本的信頼感をはぐくむことに視点を置いた日常的なかかわりを大切にするとともに、児童が発する不登校の兆し、サインを見逃さないようにする。また、学習面においても、基礎的・基本的な定着を図り学習意欲を高めることなど、不登校につながる要因の予防につなげてまいりたいという内容でございます。

第2が小・中学校が連携した継続した取り組みでございます。小学校の在籍期間中には気をつけていても、小学校を卒業してしまうと終わってしまうのでは、根本的な問題解決にはなりません。必要な情報が中学校にも引き継がれ、小学校での指導の蓄積を生かした対応、配慮が中学校でもとれることで、中学校においても不登校の兆し、サインを見逃さない、早期発見、早期対応が可能となるものです。具体的には、ステップ2にあります小中連携シートの作成や、ステップ3での事前の配慮などで、この取り組みにつきましては今年度の中学校1年生より、既に導入をさせていただいたものでございます。

第3が不登校対策を一部の教員だけに任せたり、そのものの力量にゆだねるのではなく、学校ぐるみで取り組むということでございます。不登校に至るまでは、どちらかといえば担任であるとか、生活指導主任など、本人に直接的にかかわる一部の教員だけで対応するケースがよく見受けられます。また、その取り組みの内容も、担当する教員により差があるのも否めません。今回は、こうした点における取り組みを見直したもので、具体的にはステップ3にある対応チームを欠席2日で発足させるといったものでございます。これは不登校とならなかった生徒の月ごとの欠席日数の平均が3日を超えることがないことから、欠席2日を1つのターニングポイントと考えたもので、メンバーといたしましては、校長や副校長などの管理職と担任、養護教諭、スクールカウンセラー、生活指導主任などで、必要に応じ週1回程度のチーム会議を持ってまいりたいと考えております。

第4が1学期と夏季休業中に重点を置いた取り組みです。ステップ4では、中学における取り組みの視点や具体的な対応、夏休みの前や夏休み中での対応をまとめたものですが、この取り組みは小学校においても同様に生かされるもので、これまでの出現状況を分析いたしますと、特に5月の連休あるいは夏休みといった長期の休みを一つのきっかけに、欠席が長期化していくという傾向があることがわかりました。この時期における十分な対応を行うことが、不登校の未然防止の取り組みとして大変重要であるというように考えたものでございます。

第5が2学期以降の対応です。不登校の未然防止対策といたしましては、ステップ4まででございますが、ステップ5では、それでも不登校に陥ってしまった場合でも、それまでの間の対応記録の蓄積や関係機関との連携が、その後の子どもへの対応、問題解決にも生かされ、不登校からの早期の立ち直りに寄与することや、生徒のタイプ別での対応の視点などをまとめたものでございます。

今後はこの不登校対策マニュアルを、報告用紙、3に記載のございますように、校内にお

ける研修や生活指導部会、区主催の若手教員研修等で使用し、教員の理解啓発や指導の徹底に活用してまいります。

最後に、関係機関への配布についてですが、子どもや保護者、家庭に関係の深い関係各所にこのマニュアルを配布し、学校における取り組みへの理解と協力を求めてまいりたいと考えております。

報告は以上です。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

ただいま報告1、2について説明がありました。

まず報告1については、いかがでしょうか。

○白井委員 この委嘱ですけれども、委嘱期間が24年1月31日からとなっておりますが、これはもう委嘱済みということでしょうか。

○教育調整課長 委嘱済みということでございます。

○白井委員 先ほどの21号議案との関連ですけれども、多分、今年度の実施方針が今までの総花的な点検・評価ではなくて、ある程度重点的にしようというようなことになったので、それに合わせた専門性を持った学識経験者という発想だったのかどうか、順番が違っているような気がするのですが、先ほどの21号議案の際、点検・評価の流れは、学識経験者が最初に決まってから実施方針を5月に決めるという流れ、今までそうなっていると思います。ただ、どちらかといえば、今度は、点検・評価は対象を重点的に見ていこうと、そして学識経験の教育に関する専門性を踏まえて、重点的に意見を聞こうというようなことが望ましいというお考えを持っているように思います。次年度以降、そういう考えなら、委嘱の時期についても、もう一度考えてみる必要もあるのではないのでしょうか。

○教育調整課長 確かに御指摘のとおりで、きょう方針をお願いしておいて、既に学識経験者は委嘱しておりますという報告になっているという点については、多少前後しているという部分がございます。

これまでの流れを振り返ってみますと、当初は6月とか5月に実施方針を決定していただいてから学識経験者を委嘱させていただいて、それから点検・評価に入っているのですが、23年からは1月に現地視察を入れているということで、ことしももう既に現地視察は終わって、この5月に方針決定という順番になってしまっております。ということで、この現地視察の1月から2月というものを今後実施していくとすれば、やはり実施方針の決定というのは、12月ですとか、そういうところにさせていただくやり方もあるのかなと思って

いるところですので、その辺は少し検討させていただきたいと思います。

○**白井委員** あともう1点ですけれども、新宿区の男女共同参画の目標なり方針があると思いますけれども、今回の場合、3人とも教育関係者で男性だったということは、女性で教育関係者の中に適任者は見当たらなかったということなのか、そもそも検討しなかったということなのか、その辺のことをお聞きします。

○**次長** 正直申しまして、このお三方については、前年から引き続きというところがございます。その中に女性が入っていないということで、その辺は今後の検討課題だと思っています。ただ、先ほど教育調整課長からありましたように、一連の流れがありまして、当然毎年やる話でございますので、その辺は重々、流れの中で変えるべきところは変えていくというスタンスでやっていきたいと思いますが、女性の委員の割合については今後、選任の際、配慮してまいりたいと考えております。

○**白井委員** 別に男女共同参画だけの視点で言ったわけではなくて、例えば先ほどことしの重点が、入学前プログラムの充実や小・中連携などが評価の中に入っているということを考えると、入学前プログラムということは幼稚園や子ども園、保育園など、そういう関係者との連携なども必要になるし、後で出てきている報告の不登校対策も、とってもよくできていると思いますけれども、小学校から始まる前段階との連携というのも、やはり必要になってくると思います。その辺のところ、幼児教育の専門家というのは意外と女性の方も多かったり、また教師は女性の方も多いものですから、そういう意味で単なる男女共同参画の視点からだけ聞いたつもりではないので、その辺、御意見として承っていただければと思います。

○**教育調整課長** その辺は、幅広い視点からということでありますれば、やはり女性の研究者の方で適任の方がいらっしゃれば、今後、委嘱等の検討はさせていただきたいと考えております。

それと、重点として申し上げました中には、入学前プログラムは申し上げておりませんが、小・中連携と情報モラル教育ということで、この2点については1月の視察のときに、その点は現地調査でヒアリングをしているというものでございます。

○**熊谷委員長** 報告1についていかがでしょうか。ほかにございませんでしょうか。

なければ報告2について、御質問をいただきたいと思いますと思いますが、まず白井委員、いかがでしょうか。

○**白井委員** 本当によくここまで、つくっていただいたと思います。実際的にこの部分の原因を追求することは、いろいろな要素が絡んでいて大変難しいと思います。しかし、やはり何

か取り組むというときには、とりあえずこれをやってみようというものがないとできないと思いますので、その点では、御尽力をいただいた事務局に感謝したいと思います。

私の反省でも、表紙を見てちょっと愕然としているのは、教育委員になって5年目ぐらい経つと思いますが、不登校の数がふえていった地域の学校訪問のときなども、それなりに気にして、いじめ対策と不登校問題は聞いたりしていたつもりだったのですが、対応がこんなにかかっているという部分は、教育委員としても反省しているので、この部分はこのマニュアルに沿って、ぜひ成果を上げていただきたいと思います。

○熊谷委員長 ありがとうございます。

○羽原委員 今説明の中で、この数字を出したのは決意の表明のようにおっしゃったけれども、見解の相違でありまして、僕としては、なぜこれだけの数がありながら数字の公表をしなかったのかと。もっと早く決然としてほしかったと、ちょっと嫌みっぽく申し上げると、そういう印象で伺いました。

それから、もう一つは、この統計をとる上では、このステップ5の下のところの不登校と準不登校、これは統計上でいえばこういうことですが、不登校の兆候というのは、僕はこんな悠長なものではない、クラス担任はもっと早くから気づいているものがあるはずで、つまりいじめと同じ要素があるわけです。ですから、この数字にとらわれて不登校の定義をするだけではなくて、もっと実態的な、教室における実態、学校における実態に沿った取り組みを柔軟にしないと、確かにマニュアルとしてはしっかりできていると思いますが、文字にすれば第三者的には説得力あるけれども、もちろん現場の方たちの意見だろうけれども、もう少し違う感覚で、このような仕分けができないぐらいの難しさがある問題ですから、余り定義づけにおぼれないで、早い目のつけ方、一言で言えばそれに尽きるわけです。その解明はいろいろ時間かかるけれども、これはちょっとおかしいというアンテナにひっかかるか、ひっかからないのかは、行政の姿勢はこうかもしれないけれども、現場の実態はこういうものとばかりはいえないと思うので、別に文句つけているのではないのですが、ぜひこの前段階を取り組みの中に入れていただければと思います。

○教育支援課長 先ほど白井委員、それから今、羽原委員から、大変厳しい御意見もちょうだいいたしましたが、まずは新宿区において、今回、第1版としてマニュアルを策定して、今後これに基づいた各学校の取り組みの徹底、それともう一つ、先ほどありましたこのとらえ方だけでなく、やはり各学校においてお子さん一人一人の状況に即した対応が必要であろうというように考えております。これは一つの目安として御活用いただくとともに、これを第

1版としておりますので、今後さまざまな状況の変化、あるいは対応のさらに重点などが必要となったときに、このマニュアルをさらに改定し、より向上させたもので、今後活用してまいりたいと思います。

御意見、ありがとうございました。

○熊谷委員長 ほかにございますか。いかがでしょうか。

○松尾委員 何ページ目というのでしょうか、半分開いて左側、不登校未然防止の取組み（概要）というところがございますけれども、このステップ1の小学校での取組みのところには、基本的信頼感をはぐくむとか、基礎的・基本的な学習内容の定着を図り学習意欲を育てるといっていますが、それに該当するような事柄というのは、中学校のほうには見当たらないように思うのですけれども、そのあたりはどのように理解すればよろしいでしょうか。

○教育支援課長 先ほど私、御説明の中でこのステップ1を説明したときに、運動のものと同様に、精神的な部分も積み重ねがきちんとされていないと次に進めないというようなことをお話ししました。まずは未然防止としては、小学校で基礎的な部分を育てていくという取り組みが必要ですが、中学校においても、その途中途中で、もちろんそのお子さんの状況を見守りながら成長を促していきますが、中学校においてそういったことが必要なお子さんというのも、実は最近多くなってきています。つまり必要な心、情緒面での発達のステップを踏んでいなく、正直体だけが成長していたというようなお子さんもいますので、ある意味ここでの視点というのは、中学校においても生かされるものであろうと思っています。

しかし、確かに今委員御指摘のように、中学校ではこうですよという部分が、直接この中では記載はございません。視点としてのとらえ方を、先ほど羽原委員からもございましたが、あくまでも一つのマニュアルとしてこれを活用していく中で、各学校での対応をさらに充実していただき、そういった視点がこの中に今後また書き込まれて、より充実したものにしていけるようにしてまいりたいというように思っております。

御意見、ありがとうございます。

○菊池委員 私も、このマニュアルは大変よくできているなと思います。「五体不満足」なんという本を読んだときに非常に感動したのは、その学級が、身障者がいると非常にみんな思いやりが醸成されて、クラスが非常にうまくいって、不登校とかそういう問題が消えてしまうというようなことが書いてあったと思いますが、このように大人が気づくということも非常に大事ですけども、やはり不登校問題の根幹にあるのは、子どもたち同士の関係とか思いやりとか、人間関係ということが非常に大事なんだろうと思っています。子ども

たち同士でなかなか解決できないので、大人が介入してあげると。

先ほどから話題になっているコメントで、スクールソーシャルワーカーが非常に機能しているという話がありまして、早目に大人が介入してあげることによって、その子どもを救ってあげられるということを目の当たりに見ておられるということです。こういうマニュアルができれば、さらにそういうことが、かゆいところに手が行き届くだろうし、もう一つ、子ども同士でそういうものを考えて、この子ちょっと、というようなことを、子どもに気づかせるというか、そういう子ども同士の啓発というか思いやりというか、そういうものを育成する、はぐくんでいくようなものも、付加的なものが入れば非常に実になっていくのかなというように思います。

○教育支援課長 本当に貴重な御意見、各委員からちょうだいして、私また、もう既にこのマニュアルの次の第2版をどのようにつくっていかうか、どういうことを検討しておくかと、少し頭の中で思い描いているところございますが、今、菊池委員から御指摘ございました。子ども同士、まだ大変未熟な人間が同じ学校という一つの屋根のもとで生活をする。さまざまな葛藤もあり、お互いを傷つけ合うこともあるかもしれません。ただ、互いに、また逆に認め合い成長するということ、そういうメリットというか、そういうことが学校の中でないとなかなかできないという状況も、今、現代社会ではございます。ぜひ後者の部分で、これを生かしていけるように、そのためにはまず教員の理解が大変重要だというように私ども思っております。同じ教室の中で子ども同士がお互いを認め合う教育を進めていくというところで、教員の理解が大変重要であると考えます。

もう一つは、家庭の部分で、親子関係をめぐる問題によって、例えば不登校になると、あるいは家庭の御事情で不登校になってしまうというようなこともございます。そういった中では、先ほどお話が出ましたスクールソーシャルワーカー、今年度から教育センターに2名配置して、この活用を図ってまいりたいということで、4月におきましては担当職員とともに、各学校、まず1回巡回をさせていただきました。そういった中からは、校長先生から、これについて少し相談をしたいというようなお話もちょうだいしております。

今後は関係機関へ、あいさつ回りというか、こういう取り組みをしてまいりたいということでの話を、説明などもしながら、ぜひ家庭に対する取り組みも、より充実していきたいというように考えております。

どうもありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかにございますでしょうか。

○松尾委員 この取り組みを、全般的にこういう対応をしようという対応について書かれているわけですが、恐らく、専門家でないわけですが、例えば学校全体の雰囲気とか、授業中のクラスの雰囲気とか、先生とうまくコミュニケーションがとれているとか、先生自身も子どもに合わせてうまくコミュニケーションがとれて、明るく楽しい教室になっているとか、そういったこともきっと関係するのだらうと思います。

これ確かにとてもよくできていると思いますけれども、学校生活の中で子どもというのを対物視しているというか、つまり行動、学校というのは共同体ですから、その中には先生もいるわけです。それ以外の主事さんとかいろいろな人がいる。その共同体全体のあり方についての言及が見られないというところは、少し残念に感じています。ですから、学校そのものの雰囲気をよくしていこう、そのためにはどのようにしていったらいいだろうかという見方もあっていいのではないかというように感じました。ここに書き込むのは、書き込みづらい部分があるかもしれませんが、そういった視点も大事にしてほしいと感じました。

端的に言うと、学校が楽しかったら行くと思うのです。非常に端的に言いますと、そういう部分もあるかと思うので、その辺も少し考えに入れて、取り組んでほしいと思います。

○教育支援課長 本当にさまざまな御意見、ありがとうございました。今後さらに発展した取り組みとしていけるよう、課題としてとらえてまいりたいと思います。

○熊谷委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、最後に1つ、私から。

このマニュアルは、大分一生懸命おつくりになって、教育委員の皆様の評価も高いのですが、実際には何部刷って、この配布対象はどのようなところを考えられているのでしょうか。

○教育支援課長 部数はたしか1,500部つくっておりますので、基本的には教員全員に配れる枚数です。もう既に4月12日に、各学校のほうには配布をさせていただきました。今後、先ほど御説明しました若手教員の研修会などの際に活用し、特に若い教員が今年度は多く採用などもされていますので活用してまいりたいと思います。あとは関係部署に必要な部数を十分配布できる印刷をしておりますので、対応してまいりたいと思っております。

○菊池委員 今の質問に関連して、私も気がついたのですが、関係機関への配布と書いてありますが、学校医が入っていないんです。ぜひ学校医の先生に送っていただきたいと思いました。

○教育支援課長 わかりました。

○熊谷委員長 よろしいでしょうか。

それでは、他に質問がなければ、報告2の質疑は終了とさせていただきます。

次に、本日の日程で「報告3 その他」となっておりますが、事務局から報告事項はございますでしょうか。

○教育調整課長 ございません。

○熊谷委員長 報告事項は以上で終了といたします。

◎ 閉 会

○熊谷委員長 以上で、本日の教育委員会は閉会といたします。どうもありがとうございました。

午後 4時25分閉会